

昭和25年5月

民生安定所の設置に関する報告



大阪市民生局

不
368.11
2

二 改革の背景をなした諸事情

本改革に付いて、充分な理解を得る爲には、改革の背景をなしたとも云ふべき諸事情に付いて考察することが必要であるが、之が事情として

1. 行政機構と其の運営の実際

2. 福祉行政区域として見た本市の行政区の二実を挙げる事が出来る。

本改革前の本市福祉行政機構は、次表の通りであつて、施設の管理運営、グループサービス、及び失業救済事業を除く福祉事業の第一線業務は、総て区民生係に於て、区長の責任により、区の一般行政の一部門として、非専門職たる区吏員によつて行はれてゐた。市民生局長は市長の福祉行政に於ける最高補佐役として業務上必要なる指示を区長に与へ、現実的には其の指示は忠実に行われて来たけれども、制度的に見た場合、例へば公的保護事務に於ては、市長の权限は区長に委任せられ（註一）民生局長の此の面に於ける代理専決権は、区長に委任したるものを除くとなつており（註二）行政の統一的運営と云ふ事では少くも制度上感なしとしなかつた。

註（一）区長委任規則抄

地方自治法第百五十三条第一項により左に掲げる事務はこれを区長に委任する。

六、生活保護法による保護に關すること

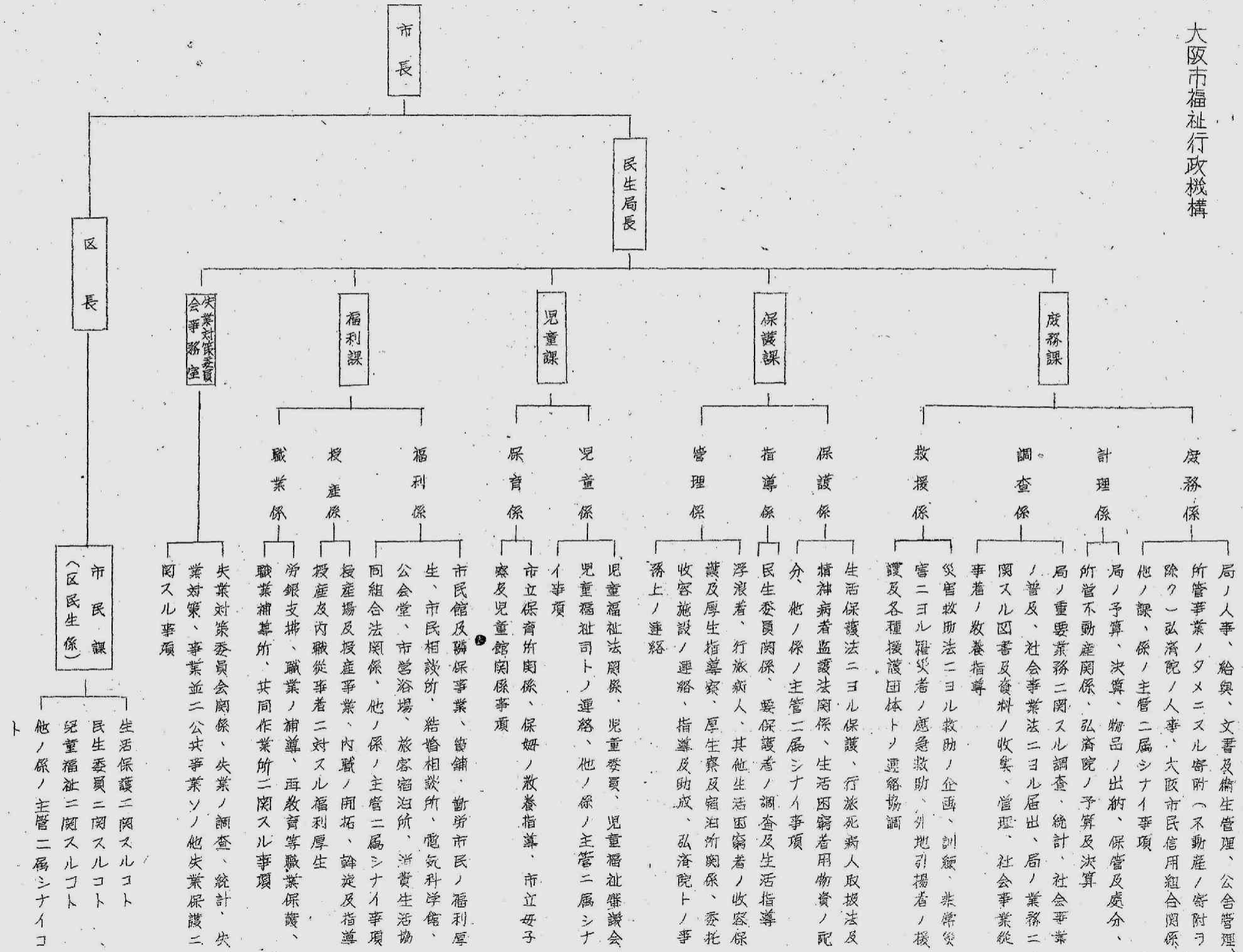
六ノ二、児童福祉法による保護に關すること。

註（二）局長専決規程抄

第十條民生局長の専決できる事項は次の通りである。

七、生活保護法その他救護に關する規程による保護救護又は扶助に關すること、但し区長に屬する事項を除く

大阪市福祉行政機構



本機構の下に於ける今一つの缺陷は、福祉事業の第一線従事者は区長の指揮監督下に在る区吏員であつて、民生局長は、少くも管理職を除く之等一般従事員の人等については、何等の発言権をも有しないと云う点である。斯る事情下に在つては少くも制度的には福祉行政の第一線従事者の確保は保し難く、現実的にも地区担当職員（改革後の訪問員）一人当りの事務事業負担量は次表の如く、各区、まちまちであつて、市全体として均衡のとれた事業の運営に遺憾なしとしなかつた。

第一表

地区担当職員受持世帯数

(昭和24年11月現在)

	地区担当職員数			被保護世帯数	一人当担当数	
	専任	兼任	計		専任	兼任
北 区	4	2	6	154	34	9
都 島 区	4		4	159	38	
福 島 区	8		8	335	41.9	
北 花 区		4	4	341		85.3
東 区		3	3	113		37.7
西 区	2	1	3	198	80	26
港 区		3	3	136		45.3
大 正 区	5		5	181	36.2	
天 王 寺 区		7	7	158		22.6
南 区		6	6	130		21.7
浪 速 区		3	3	180		60
大 湊 区		7	7	257		37
西 湊 川 区		7	7	337		48.1
東 湊 川 区	15		15	731	42.1	
東 成 区	9		9	481	53.4	
生 野 区	11		11	662	60.2	
旭 区	9		9	481	53.4	
城 東 区	11		11	611	55.5	
阿 倍 野 区	10		10	548	54.8	
住 吉 区		15	15	577		38.5
東 住 吉 区	10		10	902	90.2	
西 成 区	9	2	11	752	77.2	28.5
計	107	60	167	8424	57.0	38.8

注 1. 被保護世帯数には医療を含む
2. 地区担当職員が専任と兼任とからなる場合は専任者担当世帯数を抽出し夫々平均した。

次に本市の行政区は昭和十八年の二十二区制が其儘行はれており、戦災其他による事情変更により、人口其他各区により相当の開きが出来てゐるのであるが、公共福祉事業の一部たる生活保護の面に付いて観ても、区内に一五〇世帯以下の被保護世帯しか有しない区が三区に上り、之等の区に於ても、それが他の公共福祉の面も管掌するとは云へ、独立の係として存在してゐる爲、係長の下に、係構成に必要な一定数の係員を擔してゐるの現状であつた。

事情右の如くであつて、現実的存諸事情を一應考慮外に於て、合理主義の見地に立つ限り、福祉行政機構の改革は免れない所であつた。

區別、人口及被保護世帯数係員一人当負担量表

	面積	人口	被保護世帯数	民生係員数	一人平均数
北区	6.04 <small>種</small>	61,910人	143	10	14.3
都島区	5.86	43,928	143	8	17.8
福島区	4.55	74,553	336	18	18.6
此花区	10.62	39,428	339	10	33.9
東区	5.83	33,949	113	8	14.1
西区	5.00	39,861	213	9	23.7
港区	7.85	36,343	164	9	18.2
大正区	9.17	57,030	179	13	13.7
天王寺区	4.64	48,113	207	14	14.7
南区	2.80	49,033	147	7	21.0
浪速区	4.24	37,418	179	7	25.5
大淀区	4.93	40,822	254	12	21.1
西淀川区	14.07	76,120	355	13	27.3
東淀川区	25.93	159,524	743	28	26.5
東成区	4.65	115,721	580	18	32.2
生野区	5.61	176,610	697	20	34.8
旭区	6.45	97,953	520	19	27.3
城東区	11.95	117,211	582	20	29.1
阿倍野区	5.87	134,237	524	20	26.2
住吉区	21.48	143,997	598	21	28.4
東住吉区	12.49	156,865	814	24	33.9
西成区	7.41	146,739	688	23	29.9
計	187.44	1,887,365	8,518	331	25.7

民生係員中には係長を含まない。

注1 面積人口は昭和25年1月1日現在
 2 被保護世帯数は昭和25年2月中に保護を受けた世帯数

三 改革の骨子

前述の如き諸事情の修正を意図して着手された本改革の骨子は、従つて次の諸点に指向された。

- 1 公的保護事務に於ける区長の権限を市長に復元し、之を民生局長が代理専行する
- 2 公共福祉行政(主として公的保護事務、以下全じ)を区的一般行政から切離し、民生局の^直主轄とする
- 3 公共福祉行政の爲全市を再区分し各地区に才一線機関として、民生局の出先機関たる民生安定所を設置する。
- 4 公共福祉行政従事職員の人事、教養訓練に付ての民生局長の権限を確立する。

右の基本線に於つた具体的措置として、先づ区長委任規則を改正して、公的保護事務に於ける区長の権限を抹消し、前述第二号以下の各号に付いては、民生事務取扱規則、民生安定所規則を新たに制定して其の實現を期した。(詳細は巻末に別添の民生安定所規則、民生事務取扱規則参照)

四 民生安定所

1 設置基準

民生安定所の設置に當つては、其の生誕の^情華兼に鑑み、一応従来の区の区域にとられず、公的保護の上から見た適正規模、と云ふ事を主眼に其の設置を企図した。何をも以て適正規模とするかは確たる資料もなく、其の決定が極めて困難であるが、民生部の助言其他を参考に一応保護ケース、700—1000を基準とし、面積人口、ワーカーの行動半径、行動所要時間等をも勘案して具体的に其の設置を決定した。従来の区の区域との比較に於て、之を觀れば一区の区域を以て一安定所を設置したものと、二区の区域を以て一安定所を設置したものと、三区、一安定所、四区一安定所、五区一安定所、各一となつてゐる。又各安定所から、当該区内の被保護世帯の住所に至る最遠距離は、最高、夫料最低三料となつてゐる。ワーカーの行動所要時間は、交通機関(自転車をも含む)を利用して最大、一時間前後となつてゐる。

民生安定所一覽表

安定所名	民生地区	面積	人口	生活保護 ケース	児童福祉 ケース
東部	城東区 東成区	16.60	232,932	1,162	185
西部	西淀川区 此花区 淀川区	29.24	190,101	1,030	183
南部	阿倍野区 住吉区	27.35	278,234	1,122	157
北部	北都区 都島区 旭区	23.28	244,613	1,060	213
中央部	東区、西区 南区、大正区、 大正区、西区	30.65	216,216	816	33
東南部	生野区 天王寺区	10.25	224,723	904	99
西南部	西成区 浪速区	11.65	184,157	867	192
東淀川	東淀川区	25.93	159,524	743	118
東住吉	東住吉区	12.49	156,865	814	126
計		187.44	1,887,365	8,518	1,306

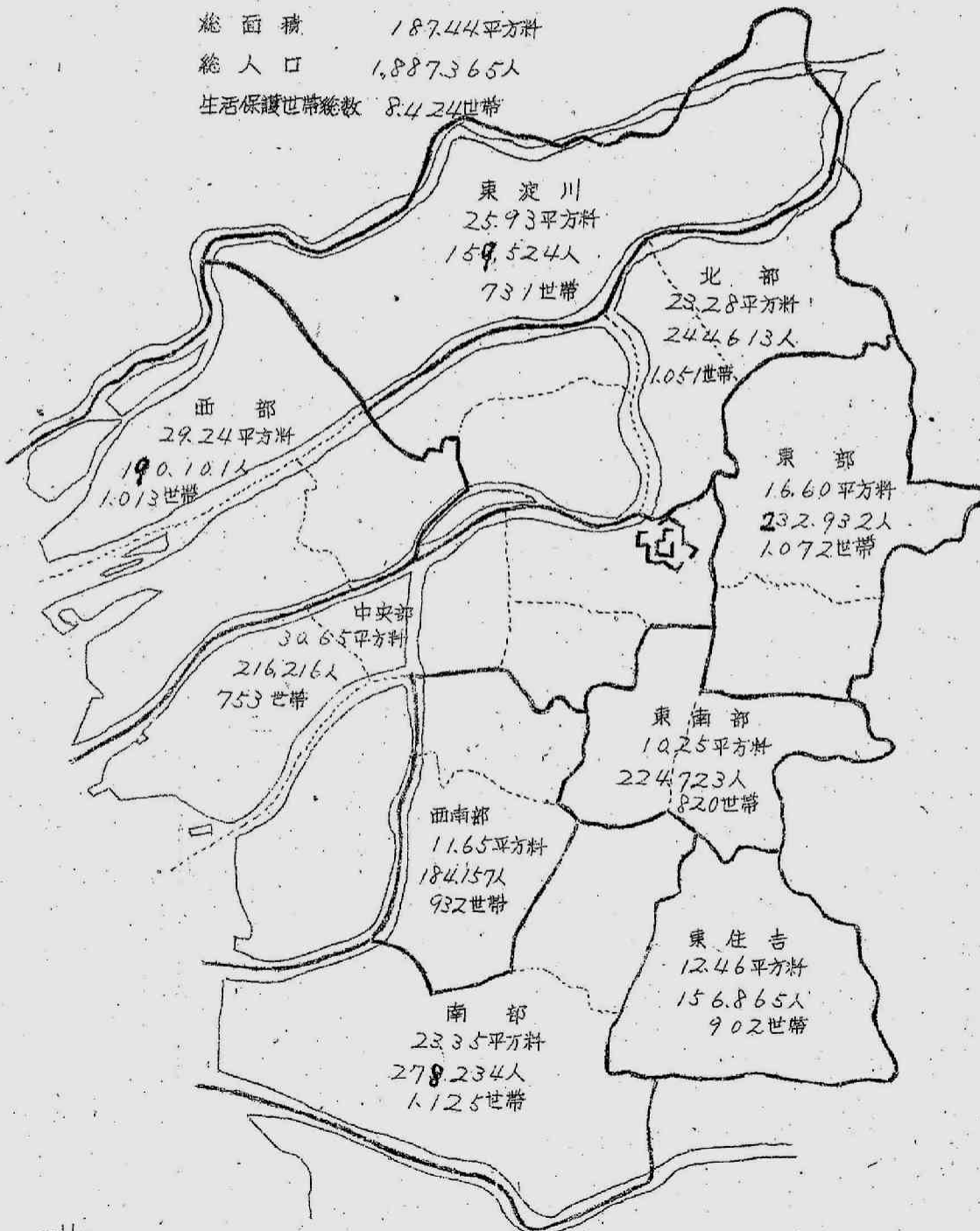
民生安定所設置区劃表

24年11月末現在

總面積 187.44平方料

總人口 1,887,365人

生活保護世帯總數 8,424世帯



2. 所管事項

民生安定所の所掌事務に付ては、区民生係所掌事務を其儘引継ぐことが、一番すつきりするわけであるが、区民生係所掌事務中には、行旅病死人の取扱や、

監護義務者のない精神病者の監護等、現行法上、当該事項が区長の権限とされ従つて区から切り離し得ないものもあり（註）又民生委員の推薦事務等、性質上区に残置することか適当であると思われるものもあつたので、此等の事務は引続き区に於て所管せしめることとし、社会福祉事業基本法案の規定等をも参酌して、民生安定所の所管事項は次の通り決定した。

（註） 行旅病人、死亡人取扱法	第十九條
精神病者、監護法	第六條
水難救護法	第三十九條
癩予防法施行規則	第九條

民生安定所々管事項

1. 生活保護法による保護に關すること
 2. 児童福祉法による保護に關すること
 3. 身体障害者福祉法による保護に關すること。
 4. 要保護者に対する授養物資の配給に關すること。
 5. 其の他民生局長が必要と認めること。
- 従つて旧、区民生係の所掌事務は次の如く、民生安定所と区とに二分されることとなつた。

事務配分表

民生行政機構改革に伴う

区民生係の事務配分

A 民生安定所事務内容

公的保護並ひに之に附随する事務

1. 生活保護法
2. 児童福祉法
3. 身体障害者福祉法
4. 援護物資の配分
5. 大阪市臨時生活援護金
6. 民生委員協議会
7. 民生委員税盟区支部

B 区に残る事務内容

民生安定所に属せざる事務

1. 精神病患者監護法
2. 行旅病人及行旅死七人取扱法
3. 引揚者未復員者戦歿者に関する事務
4. 新国民庫生業資金
5. 進駐軍の事故による被害者に関する事務
6. 第三国人帰還事務
7. 水難救護法
8. 民生委員推薦母体に関する事務
9. 共同募金

人員配置

人員配置に当つては、安定所の事務を現場事務と一般事務に二分し、必要人員を算定することとしたが、現場事務については新たに仕事の細分化の職種の設定を行ひ、将来、専門職への移行に備へることとした。其の詳細は左表の通りであるが、特に各区に受付員を常駐せしめることとしたのは、市民サービスを考慮した経過的措置であることを附言したい。

民生安定所々員職種及職務範囲

現 業 職 員	所 長	保護の開始、変更、停止、廃止、保護費の支給の決定に関すること 所員の指揮監督 所員の教養訓練に関すること
	指 導 者	1. ケースワーカーの指導監督 2. 訪問係に対するケースの調整 3. 保護決定に関する審査 4. 民生委員協議会との諮問
	面 接 員	1. 申請者保護、請求者との面接 2. 面接記録の作成 3. 申請に関する訪問員との連絡 4. 指令書、医療券助産券の発行 5. 保護に関する書類の審査
	訪 問 員	1. 実地調査 2. ケースレコードの作成記入整理 3. 要保護者の生活指導 4. 要保護者の発見 5. 保護の開始に伴ふ決定書類の作成及び同手続 6. 保護費明細書の作成 7. 保護費支給通知書の記入交付並に指令書の交付 8. 被保護者の事情変更の報告及び変更に伴ふ必要な措置具申 9. 担当民生委員との連絡

事 務 職 員	受付員	1. 外来者の受付 2. 質問者への回答 3. 申請者及保護請求者を面接員に紹介すること 4. その他の窓口事務
	一 般 事 務	1. 勤怠給与その他人事に関すること 2. 諸会に関すること 3. 予算の管理 4. 保護費の支給その他支出手続に関すること 5. 資金前渡の受領及精算 6. 統計及諸報告 7. 決算 8. 保護に関する資料の蒐集及発表 9. 医療券明細書の作成及び整理 10. 物品の出納及保管に関すること 11. 文書の收受発送公印の監守

民生安定所職員配置基準案（職種別）

		配 置 基 準
所 長	1 名	
指 導 者	ケースワーカー 6～9 名に 1 名	
ケ ー ス ワ ー カ ー	面接員	1 事務所 2 名
	訪向員	70 ケースに 1 名、但し交通不便な地域にありでは 60 ケースに 1 名
事 務 員		所員 2 名以上の所に 1 名最初の自事例に 1 名、次の百五十事例に 1 人 更にそれ以上の二百五十事例毎に 1 人、外に係長 1 人
受 付 係		1 事務所及各区（安定所々在区を除く）当 2 名

次に右所要人員の確保に付ては区民生係員を引継ぐこと、したが、前述の通り旧区民生係の所管事務は一部区に残置されること、なつたので、旧区民生係員中前記安定所職員所要数を控除した残員を区に残置することとした。
而して個人の所属決定は担当事務の帰属によることとし、担当事務が安定所への移管事務及区残置事務の双方に跨るものには、ウエイトの重い方によることとした。

民生係員移管人員数調

	現在員	定員	移管人員		区の残留数	
					現在員	定員
北 区	12	12	9.11	9	3	3
都 島 区	9	10	7.59	8	1	2
福 島 区	14	14	10.63	11	3	3
此 花 区	11	13	9.87	10	1	3
東 区	7	9	6.83	7	0	2
西 区	8	10	7.59	8	0	2
港 区	10	9	6.83	7	3	2
大 正 区	12	11	8.35	8	4	3
天王寺区	10	11	8.35	8	2	3
南 区	8	8	6.07	6	2	2
浪 速 区	8	10	7.59	7	1	3
大 淀 区	10	10	7.59	7	3	3
西 淀川区	14	15	11.39	11	3	4
東 淀川区	29	29	22.03	22	7	7
東 成 区	17	17	12.91	13	4	4
生 野 区	20	21	15.95	16	4	5
旭 区	18	17	12.91	13	5	4
城 東 区	19	21	15.91	16	3	5
阿 倍 野 区	18	18	13.67	14	4	4
住 吉 区	21	21	15.95	16	5	5
東 住 吉 区	25	25	18.99	19	6	6
西 成 区	22	22	16.71	17	5	5
計	322	333	252.99	253	69	80

註、1.移管人員は定員数に $\frac{253}{333}$ を乗じ四捨五入した。

2.浪速区、大淀区の移管人員に付てのみ切捨て7人としたのは残存事務の分量が都島区、西区に比し多い故である。

民生安定所設置に伴う職員配置

1. 民生安定所職員は左記の通りとする
所長 9名 係長 28名 所員 247名 計284名
2. 前記人員を充足するため区職員中より左の人員を転用する
市民課長 9名 民生係長 22名 民生係員 253名
計 284名
3. 各区民生係員の移管人員は別表の通りとする
4. 区民生係員の個々人の帰属は原則として左記による

記

- (一) 民生係長、及び民生安定所々属事務のみを担当してゐるものは民生安定所に帰属する
- (二) 区に残置する事務のみを担当してゐるものは区に留任する。
- (三) 民生安定所々属事務と区残置事務を担当してゐるものは、その比重に応じ民生局長と区長が協議して決定する。

五 あ と が き

本市の民生安定所は五月一日から発足した。然し何分にも此種の改革は、我
国では最初のことであり、所期の効果を収め得るか否かは将来の問題として
残されるであらう。

我々としても其の実績の検討は虚心に之を行ひ、其の足らざる所は将来の
経験を通じて必要な修正を加へるにやぶさかではない。他日本改革の結果を
報告して大方の批判に訴へる所もあるかと思う。

大 阪 市 民 生 安 定 所 規 則

(民生安定所の所管並びにその名称、位置及び管轄区域)

第一條 大阪市民生安定所(以下民生安定所という)は、民生局の所管とする。

民生安定所の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(所管事項)

第二條 民生安定所の所管事項は、次のとおりである。

- 一 生活保護法による保護に関する事
- 二 児童福祉法による保護に関する事
- 三 身体障害者福祉法による保護に関する事
- 四 要保護者に対する援護物資の配給に関する事
- 五 その他民生局長が必要と認める事

(職員及び任務)

第三條 民生安定所に所長、係長及び所員を置く。

所長は、民生局長の命を受け、所務を掌理し所員を指揮監督する。

係長は、上司の命を受け、主管の事務を処理し所員を指揮監督する。

所員は、上司の命を受け、所務に従事する。

(係の設置)

第四條 民生安定所に次の係を置く。

庶務係

第一保護係

第二保護係

(係の事務分掌)

第五條 民生安定所の係の事務分掌は、次のとおりである。

庶務係

- 一 人争及び文書に関する事
- 二 計理に関する事
- 三 統計及び報告に関する事
- 四 他の係の主管に属しない事

保護係

- 一 要保護者(要保護児童を含む)の発見に関する事

- 二 保護の開始、廃止及び変更に関する事
- 三 保護費の支拂に関する事
- 四 要保護者の更生指導に関する事
- 五 要保護者に対する援護物資の配給に関する事
- 六 民生委員に関する事
- 七 受付に関する事

第一保護係及び第二保護係は、民生局長の定める区域の区分に従い、前項の規定による保護係の事務を分掌する。

(受付の設置)

第六條 民生安定所の管轄区域内における各区役所に、それぞれ民生安定所の受付を置く。

(所長の専決事項)

第七條 所長は、別に定がある場合を除く外、次の事項を専決処理することができる。但し異例に属するもの又は重要と認めるものは、民生局長の決裁を経なければならない。

- 一 保護申請書の受理に関する事
- 二 保護の却下及び開始に関する事
- 三 保護の変更及び廃止に関する事
- 四 保護費の支拂及びこれに伴う收支命令書の発行に関する事
- 五 要保護者に対する援護物資の配給に関する事
- 六 所務に関し職名又は所名をもつて文書の往復をなす事
- 七 所員に市内出張及び時間外勤務を命ずる事
- 八 所員の請暇、欠勤又は除服に関する事

(必要事項の決定)

第八條 この規則の施行について必要な事項は、民生局長が定める。

別表

民生安定所の名稱、位置及び管轄区域

名稱	位置	管轄区域
東住吉民生安定所	東住吉区平野西脇町一五番地東住吉区役所内	東住吉区
東淀川民生安定所	東淀川区國次町二九一番地、二九五番地東淀川区役所内	東淀川区
西南部民生安定所	西成区千本通三丁目一五番地西成区役所内	西成区
東南部民生安定所	生野区勝山通八丁目四〇番地三九〇番地生野区役所内	天王寺区 生野区
中央部民生安定所	西区西長堀北通四丁目一〇番地 西区役所内	東区西区港区 大正区南区
北部民生安定所	北区天神橋筋六丁目二九番地、北市民館内	北区、都島区 大塚区旭区
南部民生安定所	阿倍野区阪南町中二丁目四七番地 阿倍野区役所内	住吉区 阿倍野区
西部民生安定所	福島区江成町一六二番地 福島区役所内	福島区此花区 西淀川区
東部民生安定所	城東区新生町四丁目三三四番地、三一五番地、三一六番地 城東区役所内	東成区 城東区

大阪市民生事務取扱規則

第一章 総 則

(規定の形式)

第一條 本市民生事務の取扱については、法令その他に別段の定めがあるものの外、この規則の定めるところによる。

(民生事務の定義)

第二條 この規則において民生事務とは、生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法による事務事業その他社会福祉に關する事務事業をいう。

(民生局長の任務)

第三條 民生局長は、市長の命を受け、民生事務を掌理する。民生局長は、民生事務に關し必要と認める事項は、市長に報告しなければならない。

(民生安定所の設置)

第四條 民生事務を処理するため、別に定めるところにより、市の区域を分けて民生地区を設けその地区ごとに大阪市民生安定所(以下民生安定所という)を設置する。

(職員の人事)

第五條 民生局長は、市長の命を受け、民生事務従事職員の任免、賞罰その他人事に關する事務を行う。

(職員の教養、指導)

第六條 民生局長は、民生事務従事職員に対し、民生事務の処理について必要と認める教養、指導及び訓練を行わなければならない。

第二章 生活保護

(保護の申請)

第七條 生活保護法(本章以下法という)による保護(本章以下保護という)を受けようとするときは、本人若しくはその親族又は縁故者から、居住地又は現住地の民生安定所長を経て、民生局長に申請しなければならない。

(保護の開始及び却下)

第八條 民生局長は、保護の申請を受けたときはこれを審査し、その必要があると認めるときは直ちに保護を開始し、必要がないと認めるときは理由を附してその旨を申請者に通知しなければならない。

(職権による保護)

第九條 保護は、申請のない場合においてもその必要があると認めるときは、これを行う。

(保護の指令)

第十條 保護の開始、廃止、変更その他の処置については、民生局長は指令書を交付しなければならない。

(收容保護)

第十一條 民生局長は、必要があると認めるときは、被保護者を保護施設に收容し、若しくは收容を委託し、又は適当と認める施設に收容を委託しなければならない。

(收容保護の手続)

第十二條 民生局長において、前條の規定による取扱をなすときは、受託者に対し送致書を送付しなければならない。

前項の規定による送致を受けた受託者は、別に定めるものを除く外、民生安定所長を経て、民生局長に所定の報告書を提出しなければならない。

(規則第九條による届出)

第十三條 生活保護法施行規則(本章以下規則という)第九條の規定による届出は、民生安定所長を経由しなければならない。

(民生委員の報告義務)

第十四條 民生委員は、規則第九條の規定による各号の一に該当する事実を知つたとき、又は保護の必要があると認められる者を発見したときは、すみやかに民生安定所長を経て民生局長に報告しなければならない。

(規則第十一條による届出)

第十五條 規則第十一條の規定による届出は、別に定めるものの外收容保護を受けた者の関係民生安定所長を経由しなければならない。

(保護の廃止、停止、変更等)

第十六條 民生局長は、左の各号の一に該当するときは、その実情を調査し、必要があると認めるときは、保護の廃止、停止、変更その他必要な処置を行わなければならない。

一、第十三條の規定による届出がない場合において、規則第九條の規定による各号の一に該当する事実を知つたとき

二、前條の規定による届出を受けたとき

三、前條の規定による届出がない場合において、規則第十一條の規定による各号の一に該当する事実を知つたとき

(火葬)

第十七條 被保護者が死亡し、引取人のないとき又は明らかでないときは、これを火葬に付する。但し、被收容保護者の場合においては、受託者においてこれを火葬に付さなければならない。

前項の規定により火葬に付するときは、死体の状況、顔形、遺留品その他本人と認めるに必要な事項を記録するとともに、死体の写真を保存しなければならない。

(遺骨)

第十八條 前條の規定により火葬に付した場合の遺骨に付ては、本市立斎場又は受託者においてこれを保管するものとする。

前項の規定による遺骨の保管期間は、火葬に付した日から一年とし、期間経過後は民生局長において処理する。

(葬祭費の請求及び交付)

第十九條 法第十七條第一項の規定による葬祭費の支給を受けようとするときは、民生安定所長を経て民生局長に申請しなければならない。

民生局長において前項の申請を受けたときは、審査のうえ、必要と認めるときはこれを支給しなければならない。

(保護金品の交付を受ける者)

第二十條 保護費その他保護のため貸與若しくは給與する物品は、次の各号の一に該当する者に交付する。

一、被居宅保護者の生活扶助費、生業扶助費及び貸與若しくは給與する物品は、その本人、世帯主又は民生局長の指定したもの

二、被居宅保護者の医療費、助産費及び薬剤費は、医師、歯科医師、助産婦又は薬剤師

三、被收容保護者の保護費その他は、受託者

四、葬祭費及び葬祭扶助費は、葬祭を行う遺族、親族又はその縁故者

(生業扶助費及び葬祭扶助費の請求)

第二十一條 生業扶助費又は葬祭扶助費は、その交付を受ける者が、その都度

民生安定所長を経て民生局長に請求しなければならない。

(医療費、助産費及び薬剤費の請求)

第二十二條 医療費、助産費及び薬剤費は、その交付を受ける者がその前月分を毎月三日までに民生安定所長を経て民生局長に請求しなければならない

(第二十二條及び前條による保護費の交付)

第二十三條 民生局長において第二十一條及び前條の規定による請求を受けたときは、審査のうえ、必要と認めるときはこれを交付しなければならない。

第三章 児童福祉

(保護の申請)

第二十四條 児童福祉法(本章以下法という)第二十二條から第二十四條までの規定による保護(本章以下保護という)を受けようとするときは、本人若しくは、その保護者又は縁故者から居住地又は現住地の民生安定所長を経て民生局長に申請しなければならない。

(保護の開始等についての準用)

第二十五條 保護の開始その他の処置については第八條から第十條までの規定を準用する。

(法第二十五條、第十三條による処置)

第二十六條 民生局長は、法第二十五條に該当する児童を発見し又は児童福祉司若しくは児童委員から法第十三條の規定により報告を受けたときは、実情を調査し必要な処置を行わなければならない。

(施設の長の届出義務)

第二十七條 法による助産施設、母子寮及び保育所の長は、その被保護者が左の各号の一に該当するときは、すみやかにその旨を民生局長に届け出なければならない。

一、居住地に異動があつたとき

二、世帯の構成に異動があつたとき、又は收支に著るしい異動があつたとき

三、死亡したとき

四、退所したとき

五、保護の廃止、停止、停止の解除又は変更を適当と認めるとき

(前條による届出に対する処置)

第二十八條 民生局長は、前條の規定による届出を受けたとき、又は届出がな

い場合においても前條各号の一に該当する事実を知り必要と認めるときは、その実情を調査し、保護の廃止、停止、変更その他必要な処置を行わなければならない

(保護費の交付を受ける者)

第二十九條 保護費は、その者を保護する福祉施設の長に交付する。

(保護費の交付)

第三十條 民生局長は、保護費の請求を受けたときは、審査のうえ、必要と認めるときはこれを交付しなければならない。

(施設の長の報告義務)

第三十一條 法による福祉施設の長は、所定の書類を関係民生安定所長を経て、民生局長に提出しなければならない。

第四章 雜 則

(施行の細目)

第三十二條 この規則の施行について必要な事項は、民生局長が定める。

附 則

左の規程は廃止する

大阪市生活保護事務取扱規程

大阪市児童福祉事務取扱規程

大阪市係設置規程の一部改正

第一條 民生局の項中「指導係」を削り、「福利課」の前に「指導課」を加える。

第九條 保護課の項中、保護係の事務分掌を次のように改める。

- 一 生活保護法による保護に関する事
- 二 身体障害者福祉法による保護に関する事
- 三 行旅病人及行旅死人取扱法による取扱に関する事
- 四 要保護者に対する物資の配分に関する事
- 五 民生委員に関する事
- 六 其他の係の主管に属しない事

同條同項中「指導係」及びその事務分掌を削る。

同條中児童課の項の次に次のように加える。

指 導 課

- 一 民生安定所の業務の連絡並びに調整に関する事
- 二 民生安定所の職員の現任訓練その他指導に関する事

民生安定所配置職員数

()内は女子数を示す
25年5月1日現在

民生安定所 名称	係名	管轄区域	地区数	ケース数 (25年2月)	係人 別数	内					係長	所長	計
						面接員	訪問員	受付	区役所 付	事務所			
東 部	庶務				5 (2)					5 (2)	1		35 (10)
	第一保護	城東区	10	582	12 (5)	1	10 (5)	1			1	1	
	第二保護	東成区	10	580	14 (3)	1	10 (2)	1	2 (1)		1		
西 部	庶務				6 (2)					6 (2)	1		34 (12)
	第一保護	西淀川区 福島区	12	471	13 (7)	1	8 (4)	2 (2)	2 (1)		1	1	
	第二保護	此花区	14	560	11 (3)	1	8 (2)		2 (1)		1		
南 部	庶務				5 (2)					5 (2)	1		33 (9)
	第一保護	阿倍野区	10	524	12 (1)	1	9	2 (1)			1	1	
	第二保護	住吉区	11	598	12 (6)	1	10 (5)		1 (1)		1		
北 部	庶務				6 (3)					6 (3)	1		37 (13)
	第一保護	北大区 淀川区	13	397	11 (3)	1	5 (1)	1	4 (2)		1	1	
	第二保護	旭都島区	15	663	16 (7)	1	11 (4)		4 (3)		1		
中央部	庶務				4 (1)					4 (1)	1		34 (12)
	第一保護	東西南 南区	15	473	14 (6)	1	7 (3)	2 (2)	4 (1)		1	1	
	第二保護	港天正 区	8	343	12 (5)	1	7 (3)		4 (2)		1		
東南部	庶務				5					5	1		30 (12)
	第一保護	生野区	9	424	11 (5)	1	8 (3)	2 (2)			1	1	
	第二保護	天王寺区	12	427	10 (7)	1	7 (5)		2 (2)		1		
西南部	庶務				6 (4)					6 (4)	1		30 (8)
	第一保護	西成区	11	476	11 (2)	1		2 (2)			1	1	
	第二保護	浪速区	5	391	9 (2)	1	6 (1)		2 (1)		1		
東淀川	庶務				6 (1)					6 (1)	1		26 (9)
	第一保護	東淀川区	7	384	7 (3)	1	5 (2)	1 (1)			1	1	
	第二保護		13	427	9 (5)	1	7 (4)	1 (1)			1		
東住吉	庶務				4					4	1		24 (3)
	第一保護	東住吉区	4	275	6		5	1			1	1	
	第二保護		6	537	10 (3)	2	7 (2)	1 (1)			1		
計		22区	185	8532	248 (88)	18	138 (46)	17 (12)	28 (15)	52 (15)	27	9	283 (88)